

宅地建物取引業者免許が失効した場合

埼玉県建築安全課宅建業免許担当

宅地建物取引業者免許は有効期限の翌日に失効し、免許証番号も使用できなくなります。(※更新のための免許申請書が受理され、審査中である場合を除く)

いかなる場合でも、失効した免許証番号は使用できません。

失効した場合には、下記の手続きが必要となります。

なお、改めて宅地建物取引業を営むためには、新規申請を行い、審査を受ける必要がありますが、その場合であっても「免許失効証明」を受けなければなりません。

(※各様式は、埼玉県建築安全課のホームページからダウンロードできます)

記

1. 免許失効証明を受ける

必要書類：a. 「免許失効証明交付申請書」2部

b. 「返信用封筒(切手が貼られたもの)」

提出方法：埼玉県県庁窓口又は郵送

※いずれの場合でも、証明書発行まで1週間程度を要します。

即日発行はできません。

2. 失効証明書を受け取ったあとの手続き

保証協会に加入している場合と、法務局に営業保証金を供託している場合で、手続きが変わります。

保証協会に加入している場合

加入する保証協会に連絡して手続きを進めてください。

・全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部： 048-811-1820

・全日本不動産保証協会埼玉県本部： 048-866-5225

※新たに新規申請を行う場合には、「免許失効証明」を受けたあとで、加入する保証協会に相談してください。

(注意点)

改めて新規で免許を申請する場合、必要書類には、申請直前1年分の「納税証明書(その1納税額等証明用)」も含まれています。

税務署への申告がされていない場合、新規申請は受付できません。

法務局に営業保証金を供託している場合

以下の順番で手続きを行ってください。

- ① 官報に公告してください。
詳細は、株式会社須原屋外商部（048-711-3142）までお問い合わせください。
- ② 以下の2つの書類を埼玉県建築安全課宅建業免許担当あて提出してください。
 - a. 「営業保証金取戻し公告済み届出書」（2部）
 - b. 「官報」（該当ページの写し）
- ③ 官報公告から6か月を経過後、以下の書類を提出し、「債権の申し出のないことの証明書」の交付を受けてください。
 - a. 「債権の申し出のないことの証明交付申請書（正副2部）」
 - b. 「官報の写し」
 - c. 「返信用封筒（切手が貼られたもの）」
- ④ 「債権の申し出のないことの証明書」が発行されたら、「供託書（原本）」と合わせて法務局に持参し、供託金の取戻しを行ってください。

※ 新たに新規申請を行う場合、以下のいずれかに当てはまれば、既に供託している保証金を新規で免許を取得した保証金として引継ぐことができます。
その場合、上記③～④の手続きは不要です。

a. 同一法人が新たに免許を取得する場合

（※法人番号が同一である必要があります。）

⇒ 供託書（原本及び写し、なければ供託証明書）、営業保証金供託届出書（2部）及び免許通知ハガキが必要となります。

b. 「吸収合併により廃業した法人」の「吸収合併先」が新たに免許を取得する場合

⇒ aの書類に加えて、履歴事項全部証明書（吸収合併が確認できるもの）が必要となります。

(注意点)

改めて新規で免許を申請する場合、必要書類には、申請直前1年分の「納税証明書(その1納税額等証明用)」も含まれています。

税務署への申告がされていない場合、新規申請は受付できません。